

太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット
活用促進事業の広報業務委託に係る仕様書

1. 委託業務名

太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット活用促進事業の広報業務

2. 事業の目的

本業務では、「4. 広報対象事業」について、ウェブ・SNS広告（以下「ウェブ広告等」という。）を活用した効果的な広報を実施し、各事業の参加申込 HP へ誘導を行う。

「4. 広報対象事業」の（1）、（2）において、県内の家庭や事業者等を対象に共同購入への参加者を増やすとともに、（3）については、直近2年以内に太陽光発電設備等を導入した家庭等を対象に「福岡カーボンクレジット倶楽部」への加入者を増やすことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 広報対象事業

（1）住宅用太陽光発電設備等共同購入推進事業

・スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する仕組み（共同購入）を構築し、家庭における太陽光発電設備（発電容量10kW未満）等の導入促進を図るもの。

ターゲット：県内在住者のうち新築・リフォーム等を検討している方

（2）事業所用太陽光発電設備等共同購入推進事業

・スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する仕組み（共同購入）を構築し、事業所における太陽光発電設備（発電容量10kW以上）等の導入促進を図るもの。

ターゲット：県内企業の経営者・総務部門（太陽光発電設備導入の提案・決裁権を持つ層）

（3）福岡カーボンクレジット活用促進事業

・県内居住者のうち太陽光発電設備を導入した家庭等（加入日時時点で過去2年以内に設置）を対象に「福岡カーボンクレジット倶楽部」への参加者を募集。

・県は参加者のCO₂の排出削減量を集約し、国の認証を受けた「クレジット」として公募等で販売。収益は地球温暖化対策に資する取組へ活用。

・倶楽部加入者（住宅）には、会員証兼返礼品として、QUOカード5千円分を進呈。

・倶楽部加入者（事業所）には、県産木材を使った感謝状を進呈。

ターゲット：直近（過去2年以内）で太陽光発電設備等を設置した方

5. 委託業務内容

（1）ウェブ広告等の素材作成及び広告の実施

以下の①～③について、適した媒体を選択のうえ、設定したクリック数が見込まれるウェブ広告等を実施すること。媒体に応じた素材作成（バナー、動画など）を行い、広告の誘導先は県HPもしくは別途県が指定するウェブページとする。

また、事業広報用チラシは県が別途作成するため、動画作成等の際にはチラシデータを活用することも可能とする。

なお、想定媒体以外の媒体を用いた方がより効果的と思われる場合は、想定媒体以外の媒体を提案すること。

- ① 住宅用太陽光発電設備等共同購入推進事業
想定媒体：リスティング広告、SNS 広告(Instagram 等) (計 20,000 クリック以上)
広報予定期間：令和 6 年 5 月～ 8 月
- ② 事業所用太陽光発電設備等共同購入推進事業
想定媒体：ADMATRIX DSP を用いた広報(5,000 クリック以上)
広報予定期間：令和 6 年 5 月～ 12 月
- ③ 福岡カーボンクレジット活用促進事業
想定媒体：YouTube 広告(15 秒程度)、SNS 広告(Instagram, LINE 等) (計 10,000 クリック以上)
広報予定期間：令和 6 年 9 月～令和 7 年 3 月

(2) 効果測定・分析及び報告

インプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢、性別等の情報を集計・分析したレポートを、媒体・出稿ごとに作成すること。また、運用方法等に課題があると判断した場合は、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

(3) 独自提案について

上記仕様を満たしたうえで、独自の提案等がある場合は、別途提案すること。

6. 提出内容

- (1) 契約締結後遅滞なく、福岡県と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、福岡県に「業務実施計画書」(様式任意)として提出するものとする。
- (2) 委託業務完了後、「実績報告書」(様式任意)及び作成したバナー素材や動画を DVD-R 等記録メディアにて納品すること。なお、実績報告書には、「5. 委託業務内容 (2) 効果測定・分析及び報告」による分析等を記載すること。
- (3) その他福岡県が必要と認める書類を提出するものとする。

7. 権利の帰属等

- (1) 著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全て県に帰属する。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用してはならない。
- (3) 受託者は、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

8. その他

- (1) 業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (2) 最終的な広告手法等については、選定された企画提案をもとに、福岡県環境部環境保全課と協議の上決定すること。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するためには修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。
- (4) 仕様書に定めのないこと及びその他詳細については、県と受託者が協議して定める。